

大阪南港事件最高裁決定批判

清水晴生

- 一 大阪南港事件とは
- 二 本決定の意義と矛盾
- 三 本決定の問題点
- 四 大阪南港事件の解決
- 五 主たる原因でなくてよい
- 六 結語

一 大阪南港事件とは

大阪南港事件⁽¹⁾は、被告人が致命的ともいえる暴行を被害者に加えたあと放置し、被害者が死に至るまでの間に何者かにより死期を若干数分程度早める暴行が加えられたのち、被害者は被告人の暴行に主に起因する傷害によって死に至ったというケースである。

(1) 第三小決平成二年一月二〇日刑集四四卷八号八三七頁。次のような判示が示された（最高裁判所ホームページのPDFファイルによる。以下同じ）。「なお、原判決及びその是認する第一審判決の認定によると、本件の事実関係は、以下のとおりである。すなわち、被告

人は、昭和五六年一月一日午後八時から午後九時ころまでの間、自己の営む三重県阿山郡a町大字b町所在の飯場において、洗面器の底や皮バンドで本件被害者の頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、被害者の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、同人を大阪市c区d所在の建材会社の資材置場まで自動車で運搬し、右同日午後一〇時四〇分ころ、同所に放置して立ち去ったところ、被害者は、翌一六日未明、内因性高血圧性橋脳出血により死亡するに至った。ところで、右の資材置場においてうつ伏せの状態で倒れていた被害者は、その生存中、何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されているが、その暴行は、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった、というのである。

このように、犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ、本件において傷害致死罪の成立を認めたと原判断は、「正当である。」と。

二 本決定の意義と矛盾

従来であれば早められた「死期」を基準として、発見されなかった介在暴行犯人の暴行こそが被害者の早められた具体的な時点での死の結果を引き起こしたと評価されてきた。

なぜならば死とはまさに死期を早めることにほかならないからである。

大阪南港事件決定は、この介在暴行犯人が発見されなかったという事情を踏まえた上で、主たる死因を形成する暴行を加えた被告人に死の結果を帰責する結論を認めた。この決定が示す直感的な妥当性は広く受け入れられたといつてよいし、筆者もまた同様であった。

仮にこの介在暴行犯人が後に発見された場合、この犯人にも死の結果が重疊的に帰責されるのか、それともすでに死

の既遂結果は南港事件の被告人に帰された以上、もはや介在犯人に帰される余地はないのか、逆にこの介在犯人が先に見つかっていた場合は既遂結果の帰責先に関する結論は反対となるのか、といったことはなら明らかではない。

おそらく死を引き起こしたのは被告人の行為だという立論であるから、介在暴行者の暴行は死を引き起こしたものであるのではないと反対解釈され、死の結果は帰責されないという方が理に適うだろう。

しかし思い出ししてもらいたいのだが、判例はこれまで因果関係を判断するに際して、原因は必ずしも主たるまたは唯一の原因でなくてよいとしてきたはずである。そのような判断を示してきたこれまでの多くの判例とぜひ比較してみたい。そこでは主たる原因行為も従たる原因行為もどちらも起訴されうる、帰責されうるとされてきたはずである。

そうだとすれば本件でも、主たる原因だからではなく、原因の一つだから因果関係があるといえれば済んだはずであり、また十分そのようにいえたであろう。先行行為もまた早められた具体的結果に対しても大いに寄与したように思われるからである。おそらくただ「若干死期を早めた」という認定こそが頸木となつて、従来の枠組をはみ出す結果を招いたのではなからうか。本来、判例の因果関係論においても、原因は主たるものである必要も唯一のものである必要もなかったはずなのである。

ただ間違いなくいえることは、いづれにしてもこの南港事件の「死因」を基準にする判断がこれまでの「死期」を基準にする判断を否定するものとは考えられない以上、いわば異なる基準、しかも全く正反対の結論を導く異なる基準を、何らそれらを整合させる基準も場合分けの基準も示さないままに用いたのであるから、そこには明らかに矛盾が残り、率直に言えば本決定は他の場合と矛盾する判断を行なったということである。

三 本決定の問題点

本決定が抱える問題点は、他の場合と異なる基準を妥当させた点で矛盾がある、というばかりではない。その「死因」を基準にした評価方法そのものが持つ問題点を指摘しなければならぬ。

本決定は結論の一見したところでの妥当性が広く受け入れられ、積極的な評価さえ与えられてきた。

しかしその結論の妥当性さえ疑わしい。

例えば不治の病により今夜には息を引き取ろうとしている患者の苦しむ姿にいたたまれなくなって、看護師が呼吸を維持するためのチューブを外したというような場合、患者の主たる死因は病気によって引き起こされたものであり、看護師の関与は病気による影響をわずかに拡大させ、死期を若干早めたに過ぎないものといわざるをえない。

南港事件決定の基準をあてはめれば看護師の行為はせいぜい暴行か傷害にとどまることになるが、妥当であるとは思われない。

このように結論の妥当性さえ疑わしい南港事件決定の基準、人によっては行為が結果に実現したかといったような、いずれにしても「死期」ではなく「死因」に主眼を置いた基準がどのような場合に利用可能なのか、そしてそれはどのような理由からかがまったく明らかでない状態のまま、最高裁判所が理由も示さず（珍しいことではないが）そのような状態を作り出したのち何らの手当てもできないまま放置している状況（無論最高裁は同種事案が上がってこないことには答えようがないのだが）においては、検察官は並存する基準の便利な方を自由に使って訴因を形成し起訴することが可能であり、被告人・弁護人は並存する基準の両方に対応できるように防御を図りそのための準備を進めなければならぬ。

らない。

四 大阪南港事件の解決

では再び大阪南港事件の事案に立ち戻って考えてみよう。はたしてどのような結論こそが妥当なものだったのか。

被害者に発生した具体的な死はあくまで早められたその時点での死だったというほかない。死という構成要件該当結果を抽象化することは決して許されないはずである。この抽象化を許した最高裁決定はこの点についても明確に理由を説明する必要があった。

検視によってもはっきりと死期が特定できないが、訴因として十分なほど他の可能性や他の行為との関わりが排除されているという状況であれば一定の曖昧な認定も許される余地があるだろう。

しかしここでは介在した角材による頭部殴打という暴行が引き起こす死の時点とそれが無い場合の死の時点とは証拠上もはっきりと区別され、異なる時点として事実認定されているのであり、全く抽象的・曖昧な認定を許すことのできる場合ではないのである。

この意味では南港事件決定は証拠に基づかずに、あるいは証拠と矛盾する判断をしたという違法をも犯しているといわざるをえない。

そしてこの具体的な時点の死を引き起こしたのは間違いなく介在暴行犯人だったのであるから、被告人の行為は未必故意による殺人未遂が立証されえないというのであれば、（もちろん大変に重大な）傷害にとどまるとせざるをえな

かったのである。

五 主たる原因でなくてよい

先にも少し触れたが、判例はこれまでむしろ、因果関係を認めるのに、直接の原因でなくてよい、唯一の原因でなくてよい、さらには主たる原因でさえなくてよい、間接のあるいは劣勢の原因であっても構わないとしてきたのではなかったか。

本決定のこの点に関する矛盾は決定的なものである。

被告人の暴行により全治三週間の加療を要するとして入院していた被害者が暴れたり勝手に外出するなどしたために死亡したといったようなケースや、指導に従わずに海中ではぐれて死亡した潜水指導のケースなども、被害者自身に決定的な落ち度があった場合には、もはや被告人らの行為は死期を早めるどころか、些細なきっかけを与えたに過ぎず、何ら主たる死因を形成するものではないのであるから、既遂結果を帰責することは許されないはずである。そして一見したところの妥当性という意味ではむしろそのような結論の方が常識に照らして妥当であり、これまで因果関係がほとんど否定されえないと批判されてきたことからすれば、むしろ南港事件の「死因」基準を積極的にさらに拡大して適用すべきものとして評価する余地さえあるかもしれない。

しかしそれは明確な基準や類型化などが精密になされた上でなければ、公平な裁判がなされているものとはいえない。

また例えば、宿泊客のタバコの不始末が原因で出火したが、ホテルの側の防火設備、避難誘導等が不十分、未整備であったがために大きな被害が出たり、あるいは被害が拡大したというような場合（ホテルニュー・ジャパン事件等）では、主たる原因とははたしてどのようなものを用のか、どのような基準で判断するのか、何をもちて主たるものというのかという難しい問題が残り、この曖昧さこそが「死因」基準をむしろこれまで積極評価してこなかったことの理由だと考えられるのである。

無謀運転による交通事故で怪我を負わせたドライバーと、その後介在した医師や看護師による医療ミスのどちらがはたして主たるものであるのか、重大な医療ミスとそうでない場合とを分ける基準はいかなるものであるか、一般人から通常予見できるような介在事情の場合でも因果関係は切れるのかどうか、こういった様々な場面や要素に関して、南港事件が示した基準は何も説明していないのであり、単に「行為が結果に実現したかどうか」といった直感的な判断を示したに過ぎないと批判せざるをえないのである。

(2) 最二小決平成一六年二月一七日刑集五八卷二号一六九頁。次のような判示がなされている。すなわち「1 原判決の認定及び記録によると、本件傷害致死事件の事実関係等は、次のとおりである。(一) 被告人は、外数名と共謀の上、深夜、飲食店街の路上で、被害者に対し、その頭部をビール瓶で殴打したり、足蹴にしたりするなどの暴行を加えた上、共犯者の一名が底の割れたビール瓶で被害者の後頭部等突き刺すなどし、同人に左後頭部刺創による左後頭部血管損傷等の傷害を負わせた。被害者の負った左後頭部刺創は、頸椎左後方に達し、深頸静脈、外椎骨静脈沿叢などを損傷し、多量の出血を来すものであった。(二) 被害者は、受傷後直ちに知人の運転する車で病院に赴いて受診し、翌日未明までに止血のための緊急手術を受け、術後、いったんは容体が安定し、担当医は、加療期間について、良好に経過すれば、約3週間との見通しを持った。(三) しかし、その日のうちに、被害者の容体が急変し、他の病院に転院したが、事件の5日後に上記左後頭部刺創に基づく頭部循環障害による脳機能障害により死亡した。(四) 被告人は、原審公判廷において、上記容体急変の直

前、被害者が無断退院しようとして、体から治療用の管を抜くなどして暴れ、それが原因で容体が悪化したと聞いている旨述べているところ、被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったことが治療の効果を減殺した可能性があることは、記録上否定することができない。2 【要旨】 以上のような事実関係等によれば、被告人らの行為により被害者の受けた前記の傷害は、それ自体死亡の結果をもたらした得る身体の損傷であって、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、上記のように被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、被告人らの暴行による傷害と被害者の死亡との間には因果関係があるというべきであり、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。」と。

(3) 最小決平成四年一月一七日刑集四六卷九号六八三頁。次のように判示された。「なお、所論にかんがみ、被告人の過失行為と被害者の死亡という結果との間の因果関係につき、職権により判断する。

一 本件の事実関係は、原判決及びその是認する第一審判決の認定によると、次のとおりである。1 被告人は、スキューバダイビングの資格認定団体から認定を受けた潜水指導者として、潜水講習の受講生に対する潜水技術の指導業務に従事していた者であるが、昭和六三年五月四日午後九時ころ、和歌山県a町の海岸近くの海中において、指導補助者三名を指揮しながら、本件被害者を含む六名の受講生に対して圧縮空気タンクなどのアクアラング機材を使用して行う夜間潜水の講習指導を実施した。当時海中は夜間であることやそれまでの降雨のため視界が悪く、海上では風速四メートル前後の風が吹き続けていた。被告人は、受講生二名ごとに指導補助者一名を配して各担当の受講生を監視するように指示した上、一団となつて潜水を開始し、一〇メートル余り前進した地点で魚を捕えて受講生らに見せた後、再び移動を開始したが、その際、受講生らそのまま自分についてくるものと考え、指導補助者らにも特別の指示を与えることなく、後方を確認しないまま前進し、後ろを振り返ったところ、指導補助者二名しか追従していないことに気付き、移動開始地点に戻った。この間、他の指導補助者一名と受講生六名は、逃げた魚に気をとられていたため被告人の移動に気付かず、その場に取り残され、海中のうねりのような流れにより沖の方に流された上、右指導補助者が被告人を探し求めて沖に向かって水中移動を行い、受講生らもこれに追従したことから、移動開始地点に引き返した被告人は、受講生らの姿を発見できず、これを見失うに至った。右指導補助者は、受講生らと共に沖へ数十メートル水中移動を行い、被害者の圧縮空気タンク内の空気残圧量が少なくなっていることを確認して、いったん海上に浮上したものの、風波のため水面移動が困難であるとして、受講生らに再び水中移動を指示し、これに従った被害者は、水中移動中に空気を使い果たして恐慌状態に陥り、自ら適切な措置を採ることができないままに、でき死するに至った。2 右受講生六名は、いずれも前記資格認定団体における四回程度の潜水訓練と講義を受けることよって取得できる資格を有していて、潜水中圧縮空気タンク内の空気残圧量を頻繁に確認し、空気残圧量が少なくなつたときは海上に浮上すべきこと等の注意事項は一応教えられてはいたが、まだ初心者

圧縮空気タンク内の空気を通常より多量に消費し、指導者からの適切な指示、誘導がなければ、漫然と空気を消費してしまい、空気残圧がなくなつた際に、単独では適切な措置を講ぜられないおそれがあった。特に被害者は、受講生らの中でも、潜水経験に乏しく技術が未熟であつて、夜間潜水も初めてである上、潜水中の空気消費量が他の受講生より多く、このことは、被告人もそれまでの講習指導を通じて認識していた。また、指導補助者らも、いづれもスキューバダイビングにおける上級者の資格を有するものの、更に上位の資格を取得するために本件講習に参加していたもので、指導補助者としての経験は極めて浅く、潜水指導の技能を十分習得しておらず、夜間潜水の経験も二、三回しかない上、被告人からは、受講生と共に、海中ではぐれた場合には海上に浮上して待機するようにとの一般的注意を受けていた以外には、各担当の受講生二名を監視することを指示されていたのみで、それ以上に具体的な指示は与えられていなかった。

二 右事実関係の下においては、被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らそばから離れ、同人らを見失うに至つた行為は、それ自身が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適切に措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失つた後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があつたことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであつて、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないといふべきである。右因果関係を肯定し、被告人につき業務上過失致死罪の成立を認めた原判断は、正当として是認することができる。」¹⁷。

六 結語

相当因果関係説は先にも述べたとおり、因果関係が否定されることは実際上ほとんどないと批判されてきた。

そうであると同時に、因果関係がある程度広く認めるといふ実践上、実務上の意義が積極的に評価される余地もあつた。

それは特に偶然的な介入事情の介入により、先行する行為への帰責を否定しないためには比較的広く認める必要があつたのではないかと思われる。

しかし実際のところ、この点に関しては従来の相当説によっても南港事件の基準によっても違いは生じていないものと思われる。というのも、行為が結果に実現したかどうかという基準もまた必ずしも主たる原因性を要求するものではなかったからである。相俟って結果に実現していれば足りると捉えれば、この基準もまた広汎性を獲得する。よって因果関係の限定作用は認められず、認められたとすればそれは恣意的な感覚的な判断でしかない。

高速道路に駐車させたり、⁽⁴⁾車のトランクに人を閉じ込めたり、⁽⁵⁾高速道路に逃げ込まざるをえなくなるまで暴行を加えたりした⁽⁶⁾先行行為者たちへの十分な帰責のために、間接的ないし並存的な原因に対して既遂結果を帰することは、南港事件決定の基準によっても容易に行なえるのである。

無論、一般人ならば予見可能かどうかという判断基底の判断基準も経験的な基準に過ぎず、決して明確でも客観的でもない、ともいえよう。

しかし主たる原因はなにかという基準の曖昧さと比較したときには、なお相当説に分があるように思われる。そして相当説は原因説を克服して登場した説ではなかったか。

機能する余地の少ないとされてきた相当説は、本件大阪南港事件ではむしろ強く、決定的に機能しえたはずだった。どのように機能しえたのか。

一般人により通常予見できないような異常な介入的暴行が偶然に介入したことにより、特定時点の具体的に画定された本件の死について被告人の行為との間の因果関係は否定され、最終的な死の結果を帰属されるべき暴行の行為者は発見に至らず、被告人は死を引き起こしたに等しい傷害行為について重い刑事責任に問われる、との結論が導かれたはずであっただろう。

しかし本決定はそのような結論を見出さず、当該死の結果を引き起こしたものであるのではない被告人の傷害行為との間に因果関係が認められると理由を付さずに強弁し、既遂の結果を負わせたのである。

(4) 最三小決平成一六年一〇月一九日刑集五八卷七号六四五頁。次のように判示されている。すなわち「1 原判決及びその是認する第一審判決によれば、本件の事実関係は、次のとおりである。

(一) 被告人は、平成一四年一月二日午前六時少し前ころ、知人女性を助手席に乗せ、普通乗用自動車(以下「被告人車」という。)を運転して、高速自動車国道a自動車道下り線(片側三車線道路)をb方面からc方面に向けて走行していたが、大型トレーラー(以下「A車」という。)を運転し、同方向に進行していたAの運転態度に立腹し、A車を停止させてAに文句を言い、自分や同乗女性に謝罪させようと考えた。(二) 被告人は、パッシングをしたり、ウインカーを点滅させたり、A車と併走しながら幅寄せをしたり、窓から右手を出したり、A車の前方に進入して速度を落としたりして、Aに停止するよう求めた。これに対し、Aは、当初は車線変更をするなどして被告人と争いになるのを避けようとしていたものの、被告人が執ように停止を求めてくるので、相手から話を聞こうと考えるに至り、被告人車の減速に合わせて減速し、午前六時ころ、被告人が同道路d起点二八・八キロポスト付近の第三通行帯に自車を停止させると、Aも被告人車の後方約五・五mの地点に自車を停止させた。なお、当時は夜明け前で、現場付近は照明設備のない暗い場所であり、相応の交通量があった。(三) 被告人は、降車してA車まで歩いて行き、同車の運転席ドア付近で、「トレーラーの運転手のくせに。謝れ。」などの内側に入ってAの顔面を手けんで殴打したりしたため、Aは、被告人にエンジンキーを取り上げられることを恐れ、これを自車のキーボックスから抜いて、ズボンのポケットに入れた。(四) それから、被告人は、「女に謝れ。」と言って、Aを運転席から路上に引きずり降ろし、自車まで引っ張って行った。Aが、被告人車の同乗女性に謝罪の言葉を言うと、被告人は、Aの腰部等を足げりし、更に殴りかかってきたので、Aは、被告人に対し、顔面に頭突きをしたり、鼻の上辺りを殴打したりするなどの反撃を加えた。(五) 被告人が上記暴行を加えていた午前六時七分ころ、本件現場付近道路の第三通行帯を進行していたB運転の普通乗用自動車(以下「B車」という。)及びC運転の普通乗用自動車(以下「C車」という。)は、A車を避けようとして第二通行帯に車線変更したが、C車がB車に追突したため、C車は第三通行帯上のA車の前方約一七・四mの地点に、B車はC車の前方約四・九mの地点に、それぞれ停止した。(六) C車から同乗者のD及びE(以下「Dら」という。)が降車したので、被告人は、暴行をやめて携帯電話で友人に電話をかけ、Aは、自車に戻って携帯

電話で被告人に殴られたこと等を110番通報した。(七)それから、被告人は、Dらに近づいて声を掛け、A車の所に共に歩いて行ったが、Aは、Dらを被告人の仲間と思い、Dらから声を掛けられても無言で運転席に座っていた。(八)被告人は、午前六時一七、一八分ころ、同乗女性に自車を運転させ、第二通行帯に車線変更して、本件現場から走り去った。(九)Aは、自車を発車させようとしたものの、エンジンキーが見付からなかったため、暴行を受けた際に被告人に投棄されたものと勘違いして、再び一〇番通報したり、再度近付いてきたDらと共に付近を捜したりしたが、結局、それが自分のズボンのポケットに入っていたのを発見し、自車のエンジンを始動させた。(一〇)ところが、Aは、前方にC車とB車が停止していたため、自車を第三通行帯で十分に加速し、安全に発進させることができないと判断し、C車とB車に進路を空けるよう依頼しようとして、再び自車から降車し、C車に向かって歩き始めた午前六時二五分ころ、停止中のA車後部に、同通行帯をb方面からc方面に向け進行してきた普通乗用自動車と衝突し、同車の運転者及び同乗者三名が死亡し、同乗者一名が全治約三か月の重傷を負うという本件事故が発生した。

2【要旨】以上によれば、Aに文句を言い謝罪させるため、夜明け前の暗い高速道路の第三通行帯上に自車及びA車を停止させたという被告人の本件過失行為は、それ自体において後続車の追突等による人身事故につながる重大な危険性を有していたというべきである。そして、本件事故は、被告人の上記過失行為の後、Aが、自らエンジンキーをズボンのポケットに入れたことを失念し周囲を捜すなどして、被告人車が本件現場を走り去ってから七、八分後まで、危険な本件現場に自車を停止させ続けたことなど、少なからぬ他人の行動等が介在して発生したものであるが、それらは被告人の上記過失行為及びこれと密接に関連してされた一連の暴行等に誘発されたものであったといえる。そうすると、被告人の過失行為と被害者らの死傷との間には因果関係があるというべきであるから、これと同旨の原判断は正当である。」¹⁷。

(5) 最小小平成一八年三月二七日刑集六〇巻三号三八二頁。次のように判示がなされた。「1 原判決及びその是認する第1審判決の認定によれば、本件の事実関係は、次のとおりである。(一)被告人は、二名と共謀の上、平成一六年三月六日午前三時四〇分ころ、普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし同車を発進走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、大阪府岸和田市内の路上で停車した。その停車した地点は、車道の幅員が約七、五mの片側一車線のほぼ直線の見通しのよい道路路であった。(二)上記車両が停車して数分後の同日午前三時五〇分ころ、後方から普通乗用自動車が発進してきたが、その運転者は前方不注意のために、停車中の上記車両に至近距離に至るまで気付かず、同車のほぼ真後ろから時速約六〇kmでその後部に追突した。これによって同車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていた被害者は、第二・第三頸髄挫傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。

2 以上の事実関係の下においては、被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、

道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。したがって、本件において逮捕監禁致死罪の成立を認めた原判決は、正当である。」と。

(6) 最二小決平成一五年七月一六日刑集五七卷七号九五〇頁。次のような判示がなされた。すなわち、「なお、所論にかんがみ、職権により判断する。」

1 原判決の認定によると、本件の事実関係は、次のとおりである。(一)被告人四名は、他の二名と共謀の上、被害者に対し、公園において、深夜約二時間一〇分にわたり、間断なく極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マンション居室において、約四五分間、断続的に同様の暴行を加えた。(二)被害者は、すきをみて、上記マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約一〇分後、被告人らによる追跡から逃れるため、上記マンションから約七六三mないし約八一〇m離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車にれき過されて、死亡した。

2 【要旨】以上の事実関係の下においては、被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とつさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる。」と。

(本学法学部教授)

(*早野先生には法学部、法科大学院を通して、各別のご学恩を賜り、また親しく接していただきました。心より感謝を申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。)